

ジェットロ仮訳

※本資料は JICA の協力により作成され、ジェットロで確認した仮訳の部分を含みます。情報・データ・解釈などはできる限り正確を期するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロ・JICA が保証するものではないことを予めご了承下さい。



副本

インドネシア共和国
最高裁判所長官

インドネシア共和国最高裁判所規則
2019 年第 6 号

一時差止命令について

全能の神のお慈悲の下に

インドネシア共和国最高裁判所長官は、

- a. 税関に関する 1995 年第 10 号法 64 条と税関に関する 1995 年第 10 号法の改定に関する 2006 年第 17 号法を実施する為に、最高裁判所は、一時差し止め命令に関する最高裁判所規則 2012 年 4 号を発行している。
 - b. 知的財産権侵害であるか或いは知的財産権侵害の結果から発生する物の輸入或いは輸出に関する政令 2017 年第 20 号が発効する事で、一時差し止め命令に関する最高裁判所規則 2012 年第 4 号は、法的な発展状況及び需要にそぐわなくなった。
 - c. b 項に意味する一時差し止め命令の申請を円滑に解決する為に、最高裁判所は、申請の条件と手続き、審査の手続き、一時差し止め命令の手続きを再度定める必要がある。
 - d. a、b、c に意味する事を考慮し、差止に関する最高裁判所規則を定める必要がある。
- 事を考慮し、
1. 最高裁判所に関する 1985 年第 14 号法(インドネシア共和国官報 1985 年 73 号、インドネシア共和国官報付記 3316 号)とその数度に渡る改定で直近では最高裁判所に関する 1985 年第 14 号法の 2 回目の改定である 2009 年第 3 号法 (インドネシア共和国官報 2009 年 3 号、インドネシア共和国官報付記 4958 号)
 2. 一般法廷に関する 1986 年第 2 号法 (インドネシア共和国官報 1986 年 20 号、インドネシア共和国官報付記 3327 号) とその数度に渡る改定で直近では一般法廷に関する 1986 年第 2 号法の 2 回目の改定である 2009 年第 49 号法 (インドネシア共和国官報 2009 年 158 号、インドネシア共和国官報付記 5077 号)

3. T R I P s 条約を含むWTO設立条約批准に関する 1994 年第 7 号法（インドネシア共和国官報 1994 年 57 号、インドネシア共和国官報付記 3564 号）
4. 税関に関する 1995 年第 10 号法（インドネシア共和国官報 1995 年 75 号、インドネシア共和国官報付記 3612 号）と税関に関する 1995 年第 10 号法の改定に関する 2006 年第 17 号法による改定（インドネシア共和国官報 2006 年第 93 号、インドネシア共和国官報付記 4661 号）
5. 育成者権保護に関する 2000 年第 29 号法（インドネシア共和国官報 241 号、インドネシア共和国官報付記 4043 号）
6. 工業意匠権に関する 2000 年第 31 号法（インドネシア共和国官報 2000 年 243 号、インドネシア共和国官報付記 4045 号）
7. 集積回路配置権に関する 2000 年第 32 号法（インドネシア共和国官報 2000 年 244 号、インドネシア共和国官報付記 4046 号）；
8. 法務権力に関する 2009 年第 48 号法（インドネシア共和国官報 2009 年 57 号、インドネシア共和国官報付記 5067 号）
9. 著作権に関する 2014 年第 28 号法（インドネシア共和国官報 2014 年 266 号、インドネシア共和国官報付記 5599 号）；
10. 特許権に関する 2016 年第 13 号法（インドネシア共和国官報 2016 年 176 号、インドネシア共和国官報付記 5922）；
11. 商標権及び地理的表示に関する 2016 年第 20 号法（インドネシア共和国官報 2016 年 252 号、インドネシア共和国官報付記 5953 号）
12. 知的財産侵害によるか知的財産侵害の結果発生する物品と思われる物の輸出入管理に関する政令 2017 年第 20 号（インドネシア共和国官報 2017 年第 108 号、インドネシア共和国官報付記 6059 号）
13. 電子的な訴訟案件事務と法廷での審理に関する最高裁判所規則 2019 年第 1 号（インドネシア共和国官報 2019 年 894 号）

に鑑みて、

次の事を決定する。

一時差し止め命令 (Perintah Penangguhan Sementara) に関する最高裁判所規則を定める。

第 I 章

総則

第 1 条

本最高裁判所規則中の用語は次を意味する。

1. 以下HK I とも省略される知的財産権とは、法律規則に基づいて国が与える専有権である。
2. 関税地域とは、陸域と水域とその上の空の地域を含むインドネシア共和国の領土と、排他的経済水域と大陸棚の特定の場所で、関税法が適用される地域である。
3. 関税区域とは、港湾、空港、或いは税関総局の完全な監督の下にある物品の航行の為に決められている他の場所にある特定の境界を持つ地域である。

4. 輸入とは、関税地域内に物品を搬入する活動である。
5. 輸出とは、関税地域から物品を搬出する活動である。
6. 物品の禁止措置とは、以下禁止措置 (Penegahan) と呼称され、輸入品或いは輸出品の搬出、積込み及び輸送を関税義務が果たされるまで延期する税関係員による行政行為である。
7. 一時差し止め (Penangguhan Sementara) とは、知的財産権の侵害によるか或いはその結果であると思われる輸出入品を関税区域から搬出する事を一時的に延期する事である。
8. 知的財産権の所有者或いは権利保持者とは、知的財産権の分野の法律規則に基づいてインドネシアで保護されている知的財産権の所有者或いは権利保持者である。
9. 裁判所とは、物品がある場所の関税区域の司法管轄地域の地方裁判所の商事裁判所である。
10. 裁判官とは、審査を行う商事裁判官である。
11. 申請とは、一時差し止め命令決定書 (Penetapan Perintah Penangguhan Sementara) を発行する為の裁判所への請求である。
12. 申請人とは、一時差し止め命令の申請を提出する知的財産権の所有者或いは権利保持者である。
13. 被申請人とは、一時差し止め命令申請が出されている輸出入品を支配している者である。
14. 一時差し止め命令とは、知的財産権侵害であるか或いは侵害から発生した物である事が十分考えられる証拠に基づいて関税区域からの輸出入品の搬出を一時的に差し止める為に、税関の職員に命じる決定の形態の裁判官からの書面の命令である。
15. 職権に基づく (Karena Jabatan) 一時差し止め命令とは、禁止措置に起因して知的財産権の所有者或いは権利保持者が申請をした事による、一時差し止め命令である。
16. 司法上の (Yudisial) 一時差し止め命令とは、禁止措置に起因せず知的財産権の所有者或いは権利保持者が申請した一時差し止め命令である。
17. 運営費保証とは、銀行保証或いは保健会社の保証の形態の Rp100,000,000.00 (一億ルピア) の支払い保証で、検査費用、荷下ろし費用、蓄積費、輸送費 (ハンドリングコスト)、コンテナ賃借費並びに/或いは禁止措置並びに/或いは一時差し止めがある事の結果より発生する運営活動に関連する他の費用の支払いに使われる。
18. 物品に関する保証とは、一時差し止めの結果発生する損失を支払う為の銀行保証の形態の保証で、一時差し止めの対象となる物品の価格と同額を支払う事の保証である。
19. 訴訟費前払い金とは、訴訟案件手続きと物品の現物検査の費用を支払う為に、訴訟費前払い金に関する最寄りの裁判所の裁判長の決定に従って申請人が払わなければならないものである。
20. 取調官とは、商標権と地理的表示、著作権、特許権、工業意匠権、育成者権及び集積回路配置権等の知的財産権の所有者或いは権利保持者が示す物品の本物、商品名、製品の外観、包装、流通ルートとマーケティング、並びにある地域の市場に出回っている製品の数量について理解しそれを調べる能力を持つ者である。
21. 一時差し止め申請システムとは、特定のポータルサイトで、関税総局の申請システムにインターネットで繋がっている一時差し止め申請登録システムである。
22. 記録とは、税関職員が知的財産権データを関税総局データベースに入れる活動である。
23. 交代裁判所書記官とは、裁判所の交代書記官である。
24. 差し押さえ執行人とは、裁判所の差し押さえ執行人である。

25. 税関職員とは、関税法に基づいて特定の職務を行う為に指名を受けた関税総局の職員である。
26. 人とは個人、法人及び事業体である。
27. 通知とは、書留郵便並びに/或いは電子システムによって行われる通知である。
28. 曜日とは営業日である。

第 II 章

適用範囲と申請提出の条件

第 1 部

適用範囲

第 2 条

- (1) 本最高裁判所規則中に規定する範囲は、申請の条件と手続き、審査の手順、知的財産権侵害であるか侵害よりであるか侵害より発生した物と思われる輸出入品を関税区域から搬出する事を一時的に差し止める命令の決定の発行を含む。
- (2) (1)項に意味する知的財産権は、次を含む。
 - a. 商標権と地理的表示
 - b. 著作権と著作隣接権
 - c. 特許権と簡易特許権
 - d. 工業意匠権
 - e. 集積回路配置権と
 - f. 育成者権
- (3) 申請人は、次に基づいて一時差し止め命令の申請を提出できる。
 - a. 職権に基づく一時差し止め命令の場合には、税関職員の通知或いは
 - b. 司法上の一時差し止め命令の場合には申請人のイニシャティブ

第 2 部

職権に基づく一時差し止め命令の条件

第 3 条

- (1) 職権に基づく一時差し止め命令の申請には、次の書類をすべて添付しなければならない。
 - a. 著作権及び商標権を所有している事の十分な証拠
 - b. 物品の仕様と特徴を掲載しているデータ
 - c. 著作権と商標権の記録とその更新
 - d. 著作権と商標権侵害であるか、侵害の結果より発生した輸出入品に関する概要
 - e. 関税総局からの著作権及び商標権侵害の疑惑に関する通知状
 - f. 著作権と商標権の侵害がある事の十分な証拠
 - g. 一時差し止めより発生するあらゆる結果に対して申請人が責任を持つという念書

- h. 運営費保証金の支払い証明
 - i. 一時的に差し止められる物品に対する課税対象金額、輸入関税及び税金に基づいて計算した保証金の金額についての申請人の説明書
 - j. 一時差し止めが請求されている輸出入品の現物検査を行う許可申請書
- (2) (1)項に意味する書類は、法律規則に従って十分な金額の印紙が貼られていなければならない。

第3部

司法上の一時差し止め命令の条件

第4条

- (1) 司法上の一時差し止め命令の申請には、次の書類をすべて添付しなければならない。：
- a. 知的財産権の所有に関する十分な証拠
 - b. 物品の仕様と特徴を内容とするデータ
 - c. 税関職員が早く認識できるよう、一時差し止めを請求している輸出入品に関する詳細で明確な説明で、輸入業者或いは輸出業者の名称と船荷証券番号並びに/或いは空輸貨物運送状並びに/或いはコンテナ番号並びに/或いは他の輸送手段の番号並びに/或いは物品の種類と数量の予想並びに/或いは仕向け港及び原産国の情報である。
 - d. 知的財産権侵害がある事の十分な証拠；
 - e. 一時差し止めから発生するあらゆる結果に対して申請人が責任を負う事の表明書
 - f. 運営費の保証金支払いが可能である事の表明書
 - g. 物品に対する保証金支払いの根拠となる、宣誓をしている独立査定会社からの証明書で、一時差し止めが行われる物品の金額に関するもの
 - h. 一時差し止めが行われる予定の物品に関して保証金が支払われた事の証明
- (2) (1)項に意味する書類は、法律規則に従って十分な金額の印紙が貼られていなければならない。

第5条

- (1) 3条と4条に意味する申請は、申請人或いはその代理人が書面で3部或いは電子的に作成し、管轄地域の裁判所所長宛てにする。
- (2) 申請人が訴訟費用前金と物品に関する保証金を支払った後に、裁判所書記官は、一時差し止め請求登録簿に申請を記録する。

第III章

申請の審査

第6条

- (1) 登録簿に申請が登録された後に、裁判所の書記官は早急に申請書を裁判所所長に提出する。
- (2) 裁判所所長は、申請の審査をする為に1人の裁判官を指名する。
- (3) (2)項の様に裁判所所長による指名を受けた裁判官は、審理日を定める。

- (4) (1)項、(2)項及び(3)項に意味する申請書の裁判所所長への提出、裁判官の指名及び審理日の決定は、申請の登録と同じ日に行う。
- (5) 申請人或いはその代理人は、(4)項に意味する決められた審理日に出廷しなければならない。

第7条

- (1) 申請の審査は、被申請人の召喚、出廷なしで行われる。
- (2) 裁判官は、申請者の説明を聞く。
- (3) 裁判官は、知的財産権の所有権及び侵害の疑いに関連して十分な初期証拠があるかその内容を確認し、審査し、検討する。
- (4) 裁判官は、一時差し止めが行われる物品の価値がその物品に対する保証金の金額と釣り合っているかを検討する。

第IV章

一時差し止め命令の決定

第8条

- (1) 裁判官は、申請の登録後遅くとも2日以内に一時差し止めの決定を行う。
- (2) 裁判官は申請を承認するか却下する。
- (3) 裁判官が申請を承認する場合には、決定中の主文には次を記載する。
 - a. 申請人の申請を承認する。
 - b. 決定を受理してから10日間、税関職員が関税区域からの搬出を差し止める。
 - c. 一時差し止め命令の決定を実行する事を税関職員に命じる。
 - d. 決定受理後遅くとも2日以内に税関職員と共に調査を行う事を、早急に申請するよう申請人に命じる。
 - e. 最終判決まで保証は裁判所書記官事務所に据え置くことを表明する。
 - f. 最終判決まで訴訟費を延期する。

第9条

裁判官が申請を却下する場合には、主文には次が記載される。

- a. 申請人の申請を却下する。
- b. 物品に関する保証を申請者に返還する。
- c. 申請人に訴訟費の負担を命じる。

第V章

一時差し止め決定後の行為

第 10 条

- (1) 決定が下されたと同じ日に、裁判所は一時差し止め命令の決定を電子的に最寄りの税関の税関職員宛てに通知する。
- (2) 決定の副本は、電子的に関税総局で知的財産権の分野での監督を行う局長宛てにも通知される。
- (3) 司法上の一時差し止めの場合には、申請人は、知的財産権侵害を疑われる物品を監督する税関事務所で財務を担当する税関職員宛てに銀行保証或いは保険会社の保証の形態の Rp100, 000, 000. 00（一億ルピア）の金額の運営費保証を提出する。
- (4) (1)項に意味する通知と運営保証を受理した後、税関職員は、早急に税関の規定に従って物品の搬出の一時的な延期を行う。
- (5) 税関職員は、決定受理後遅くとも 1 日以内に、書面で或いは電子システムで輸入業者、輸出業者、権利の所有者或いは保持者、知的財産総局宛てに、一時差し止め命令の決定がある事を知らせる。
- (6) 関税総局は、一時差し止め命令決定の実施について、裁判所所長宛てに書面で或いは電子システムを通じて早急に通知しなければならない。

第 VI 章

一時差し止め命令決定の実施

第 11 条

- (1) 一時差し止め命令決定を受理した後、申請人は、知的財産権侵害と思われる物品を監督する税関に対して輸入品或いは輸出品の現物検査のスケジュール申請を提出しなければならない。
- (2) 知的財産権侵害と思われる物品を監督する税関は、申請人から申請を受理した後遅くとも 2 日以内に合同検査の日を定めなければならない。
- (3) (2)項に意味する物品の合同検査の日は、知的財産権侵害と思われる物品を監督する税関が、申請人、被申請人、裁判所所長及び知的財産総局宛てに一時差し止め決定を受理してから遅くとも 2 日以内に通知しなければならない。
- (4) (2)項に意味する合同検査は、一時差し止め決定を知的財産権侵害と思われる物品を監督する税関が受理してから遅くとも 5 日以内に実施済みでなければならない。

第 12 条

- (1) 物品の検査は、裁判官をリーダーとして裁判所交代書記官が補佐し、税関職員、知的財産総局職員、申請人及び被申請人或いはその代理人が共に行う。
- (2) 物品検査に際しては、裁判官は申請人（権利所有者/権利保持者/調査官）と被申請人或いはその代理人、税関職員並びに/或いは知的財産総局職員の説明を聞く。
- (3) (1)項に意味する物品の検査は、被申請人が侵害したと思われる申請人の権利を維持し法的措置或いは手段を取るべく、識別或いは記録する為に行われる。
- (4) (3)項に意味する合同検査の実施については、調書を作成し裁判官と裁判所交代書記官が署名する。

第 VII 章 一時差し止め命令の期間

第 13 条

- (1) 8 条に意味する一時差し止め命令は、一時差し止め決定を税関職員が受理してから遅くとも 10 日間実行する。
- (2) 合同検査の過程が終了していない理由で申請人が請求する場合には、裁判官は、最初の差し止め期間終了から最長 10 日間その期間を間裁判官が承服できる理由と条件で、延長できる。
- (3) 一時差し止め命令の延長は、遅くとも最初の一時差し止め期間が終了する 3 日前までに、申請者が申請しなければならない。
- (4) 裁判官は、最初の一時差し止め期間が終了する遅くとも 2 日前までに、一時差し止め命令延長の決定を発行できる。

第 VIII 章 物品検査の結果

第 14 条

- (1) 合同検査の結果知的財産権侵害が見つからない場合には、裁判官は一時差し止め命令の停止の決定を発行する。
- (2) (1)項に意味する一時差し止め命令停止決定には、物品に関する保証の被申請者への引き渡し命令も記載する。
- (3) 被申請人が、申請人が提出した物品に関する保証以上の損害を被った場合には、被申請人は、法律違反の行為を根拠に申請人に対して賠償を請求できる。
- (4) 合同検査に基づき、知的財産権侵害が生じている場合には、裁判官は一時差し止め命令を支持する決定を発行する。
- (5) (4)項に意味する一時差し止め命令を支持する決定には、物品に関する保証を申請人に返還する命令も記載する。
- (6) 申請人が入金した保証金が差し止められた物品の価値と異なる場合には、裁判官は保証金の金額の変更を定める。

第 IX 章 法的手段と法的措置

第 15 条

- (1) 一時差し止め命令の決定は最終的な性格のもので拘束力を持つ。
- (2) 一時差し止め命令の決定に対しては、異議、無効申立てや再審請求等の法的手段を取る事は出来ない。
- (3) 禁止措置は国家行政訴訟及び予審の対象ではない。

第 X 章

一時差し止め命令の終結

第 16 条

- (1) 税関職員は、次の場合には一時差し止め行為を終結しなければならない。
 - a. 裁判官が 14 条(2)項に意味する一時差し止め期間を延長しない。又、
 - b. 裁判官が 14 条(1)項に意味するように、一時差し止め命令の取り消しの決定を発行する。
- (2) 物品がすぐに破損する物である場合には、被申請人は、申請人が支払う保証金と同額の保証金を提出して一時差し止めを終結するよう裁判所所長宛てに申請を提出できる。
- (3) 税関職員は、物品に関する保証金を提出する事無く(2)項に意味する申請を提出できる。

第 XI 章

その後の法行為

第 17 条

14 条(4)項と(5)項に意味するように検査を行い知的財産権侵害がある事の十分な証拠を得た後、申請人は、法律規則の規定に従って法的な行為を行う事ができる。

第 XII 章

結びの規定

第 18 条

本最高裁判所規則が発効開始となる時点で、一時差し止め命令に関する最高裁判所規則 2012 年第 4 号は、取り消され無効であると表明される。

第 19 条

本最高裁判所規則は、法制化された日より有効開始となる。

すべての者が知るように、本最高裁判所規則をインドネシア共和国官報に掲載する事で法制化する事を命じる。

ジャカルタにて 2019 年 12 月 9 日に制定される。

インドネシア共和国最高裁判所長官

署名

ムハマッド・ハッタ・アリ

2019 年 12 月 10 日にジャカルタにて法制化される。

インドネシア共和国法務人権省法律規則総局長
署名

ウィドド・エカチャヤナ

インドネシア共和国官報 2019 年 1589 号

副本は原本と相違ない事を証明する。

インドネシア共和国最高裁判所庶務庁法務広報局長

アブドゥラ